

北海道被害者相談室

20年のあゆみ

20周年記念誌



公益社団法人
北海道家庭生活総合カウンセリングセンター

もくじ

■ ごあいさつ	1
■ 祝　　辞	2
■ 開設20周年記念公開講演会	9
■ 相談室のあゆみ	13
■ 相談活動	25
■ 広報・啓発活動	33
■ 資　　料	37
■ 編集後記	45



北海道被害者相談室開設20周年を迎えて

～歴史時間共有して生きる～



公益社団法人
北海道家庭生活総合カウンセリングセンター理事長
北海道被害者相談室 室長

善養寺 圭子

平成3年10月3日に東京で開催された「犯罪被害給付制度10周年記念シンポジウム」での一被害者遺族の訴えがきっかけとなり、翌年に『東京被害者相談室』が開設されました。

警察庁の指導と各地域の関心の高まりもあり、平成7年には水戸に、続いて大阪、石川県に設置され、北海道にも被害者支援の波が届いて参りました。その後、平成16年に『犯罪被害者等基本法』も施行され、全国各地に数年で支援センターが誕生することになりました。

当センターでは昭和39年から、より良く生きる為の電話カウンセリング事業を展開しておりましたので、北海道警察本部からは、家庭生活相談事業と並行した犯罪に遭われた方々のカウンセリングの実施のご依頼でした。

平成9年5月8日に、「ボランティア活動によるカウンセリングを通じて、被害者の悩みや心のケア等について支援し、被害者が自分自身で生活を取り戻すよう援助することを目的とする。」を掲げ、北海道被害者相談室は出発しました。

当センターが今まで向き合ってきた日常生活上のストレス対応と、理不尽な被害に遭われたことによるトラウマティックストレスによる「心の傷」への手当を一緒に考えてることは出来ませんでしたし、当時の佐藤八重子理事長、村田忠良審査委員長もそのことに一番心を使っておりました。

小西先生が主宰する研修に数回参加をして、『被害者的心情』を学び、北海道被害者相談室のSSG (Supporting Specialists Group) の諸先生にも学びながら、被害に苦しめている方々の叫びにひたすら耳を傾けながら、カウンセリングの原理の確かな捉え直しが不可欠であること等学びながら進んで行きました。当時の私たちのテキストにもなっていた『心的外傷と回復』(ジュディス・ハーマン 精神科医アメリカ) の著述の中で「自分のストーリーを共感的に傾聴してくれる人を得たとき、トラウマに遭遇した時点で失われた社会とのつながりや、社会的な意味の感覚は恢復する。」とハーマンは述べています。相手の立場に立って“ひたすら聴くこと”が一番大事であること、心の復元がなされる端緒等々、村田先生から教示されたカウンセリングの原理を確りと関わりの原点に据えることを肝に銘じているところです。

平成9年に誕生した私どもの被害者支援は20歳を迎えました。

今後も真摯に耳を傾け、寄り添いながら夫々の歴史時間を共有しながらいきたいと願っております。

皆々様のご理解、ご支援をお願い申し上げ、心からの感謝の意も添えて記念誌をお届けしたいと存じます。ありがとうございました。

祝　　辞

設立20周年に寄せて



全国被害者支援ネットワーク

理事長 平井紀夫

公益社団法人北海道家庭生活総合カウンセリングセンター・北海道被害者相談室におかれましては、平成9年5月に設立され、平成19年3月に北海道公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体の指定を受け、平成25年4月には公益社団法人の認定を受けられました。センター開設以来、電話やインターネット、ファックス、あるいは面接による相談、また、裁判所への付き添い等の直接的支援、被害者等自助グループへの支援、広報紙「カウンセリング」の発行、公開講演会、街頭キャンペーン、被害者ノート「道しるべ」の発行等多様な被害者支援活動を展開してこられました。その間、多くの困難な課題にも直面されたことと思いますが、年間1,000件を超す被害者等からの相談に対応されるなど組織として着実に発展され、かつ多岐にわたる被害者支援活動を展開され、ここに設立20周年を迎えることに心から敬意を表する次第であります。

今日の多様な犯罪に遭遇する社会において、犯罪被害者の悩みや苦しみ、怒り、自責の念は複雑かつ深刻になってきております。それだけに私ども民間の立場から被害者を支援する団体は、「いつでも、どこでも、求める支援が受けられる」という被害者の声に応えて被害者に寄り添う継続的できめの細かな活動を展開していかなくてはなりません。

犯罪被害者の「どこでも」という声に応える活動については、平成27年6月に全都道府県の被害者支援センターが公安委員会の犯罪被害者等早期援助団体に指定されたことで大きな枠組みを構築できました。今後は内容の充実に注力していくかなければなりません。

犯罪被害者の「いつでも」という声に応える活動についてですが、現在多くの被害者支援センターの活動は平日の昼間に限られております。従って、夜間や休日にも支援活動を行うことが、喫緊の課題となっております。そこで全国被害者支援ネットワークは、被害者支援センターの活動を補完するため、平日の夜間と休日の電話相談に対応する「犯罪被害者等電話サポートセンター」を平成30年4月に開設すべく準備を進めているところです。

犯罪被害者の「求める支援が受けられる」という声に応えるためには、犯罪被害者を支援する相談員等の確保と育成を図っていくことが肝要であり、各被害者支援センターにおいて人材の確保と育成に努めてきましたが、今後も注力していかなければなりません。同時に、被害者支援は関係機関の連携と協力が不可欠ですので、地方公共団体、警察、医療機関、民間団体、弁護士会など多くの関係機関が緊密に連携を図って、被害者の求める支援が受けられるよう、被害者支援センターがその中心的な役割を担っていかなければなりません。

貴センターにおかれましては、設立20周年を機に設立の原点に立ち返り、これまでの活動を一層充実・発展され、社会の変化に対応しつつ被害者の声に応え、「どこにいても、いつでも、被害者の求める声に応えていく」体制を構築されますことを心から願っております。

最後になりましたが、19年前に全国被害者支援ネットワーク設立のためにご尽力下さいましたこと、そして、被害者支援の重要な拠点となって活動いただいておりますことに深く感謝を申し上げ、今後とも全国の被害者支援センターと連携しつつ、日本の被害者支援活動の充実・発展に寄与されますことを心から祈念いたしております。

祝　　辞

北海道被害者相談室開設20周年に寄せて



北海道知事 高橋はるみ

このたび、北海道被害者相談室が開設20周年の節目を迎えるに当たり、これまでのご活動に対し、心から感謝申し上げます。

貴相談室は、平成9年の開設以来、20年の永きにわたり、犯罪被害者やそのご家族に寄り添ったこころのケアと日常生活の支援について真摯に取り組んでこられました。また、平成19年からは、道の「犯罪被害者等総合相談窓口」として、犯罪被害者の方々が直面している様々な問題についての相談に対応されるなど、きめ細やかな支援活動を展開いただいている。さらに、犯罪被害相談員等の養成や犯罪被害者の方々の現状と支援の必要性についての啓発に取り組むなど、犯罪被害者の方々の権利利益の保護が図られる社会の実現に向け、大変重要な役割を果たしてこられました。

これもひとえに室長をはじめ、日ごろから研さんに励まれている犯罪被害相談員や支援活動員など関係の皆様の、たゆみないご尽力の賜であり、深く敬意を表します。

誰もが、ある日突然、犯罪に巻き込まれ、被害者等になるおそれがあります。

安全で安心な社会を築くためには、犯罪を防止することはもとより、不幸にして犯罪に巻き込まれた方が、被害から回復し、安心して生活することができるよう支援し、犯罪被害者の方々を地域全体で支え合う社会としていくことが重要です。

道では、平成19年に「北海道犯罪被害者等支援基本計画」を策定し、以後2回の見直しを経て、現在、第三次計画に基づき、支援施策を総合的かつ計画的に推進しています。

今後とも、国や市町村、民間支援団体など関係機関と連携し、犯罪被害者やそのご家族がおかれている状況に応じて、途切れることのない支援に努めてまいりますので、貴相談室におかれましては、道民が安心して暮らすことができる北海道を築くため、引き続き、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、北海道被害者相談室がこれからも犯罪被害者やそのご家族に寄り添う存在であり続けることを心から願い、20周年に当たってのご挨拶といたします。

祝　　辞

北海道被害者相談室 20周年記念誌御挨拶



札幌市長 秋元克広

このたび、北海道被害者相談室が20周年を迎えること、またこの間に多くの実績を積み重ねてこられ、記念誌発刊の運びとなりましたことに、心からお慶びとお祝いを申し上げます。

我が国の犯罪被害者支援制度は、昭和55年に犯罪被害者等給付金支給法が制定されたことにより、まず被害者の経済面の保障が制度化され、さらに平成17年に犯罪被害者等基本法が施行されたことにより、被害者の尊厳と権利保護を目的とした制度面の改善が徐々に進められてきたところです。

貴相談室におかれましては、平成9年に北海道警察本部からの要請を受けて、犯罪被害者とその遺族の方々に対する支援活動を行うことを目的として開設され、さらに、平成19年に北海道公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受けられ、不幸にも犯罪や交通事故の被害に遭われた方々やその御家族に対して、電話や面接相談を始め、病院や裁判所への付き添いなど、被害者の方々に寄り添い、きめ細やかな支援を続けられるとともに、直接支援活動員の養成講座や研修などの人材育成、被害者の現状と支援の必要性を広く知らせる啓発活動等、多岐にわたる支援活動を行ってこられたところです。

これまでの皆様のご尽力に対しまして、深く敬意と感謝の意を表する次第であります。

さて、犯罪被害者とその遺族の方々のニーズは生活や医療面での支援を始め、公判に関することなど極めて多岐にわたっていることから、安心して再び平穏な生活を営むことができるようになるためには、市民の理解と協力のもと、行政や関係機関・団体が支援体制をより一層充実・強化させて、必要なときに必要な場所で適切な支援を途切れなく受けることができる環境を整備していくことが重要です。

札幌市といたしましても、貴相談室を始め、北海道、関係団体との連携を強化するとともに、犯罪被害者等支援総合的対応窓口による各種相談への対応や、市民への周知を図るための広報活動などを推進してまいりたいと考えております。

終わりになりますが、貴相談室におかれましては、今後とも、専門的な知識と豊富な経験をもとに支援活動を行いながら、この記念すべき年を更なる飛躍の年として、ますます御発展されますよう、また関係の皆様の御活躍を祈念申し上げまして、お祝いの言葉とさせていただきます。

祝 辞

記念誌発行に寄せて

北海道公安委員会

委員長 宇都宮 輝夫

北海道被害者相談室が、開設20周年を迎えたことに、心よりお慶びを申し上げますとともに、善養寺圭子室長様をはじめ室員・関係職員の皆様、サポート医師団の皆様方の長年にわたる地道な活動やご労苦の数々に、深く敬意を表します。

貴室は、犯罪被害者に対する各種の支援・援助活動が、警察だけの取り組みでは十分に成し遂げられるものではなく、特に被害者が被る精神的被害に対処するためには、民間ボランティア団体などによるカウンセリングが必要であることをいち早くご理解いただき、平成9年5月8日から開設されたとお聞きしております。

当時、民間団体による開設が、東京、水戸、大阪、石川に次ぐ全国5番目であったことは、相談室設立に多大なご尽力をいただいた「社団法人北海道家庭生活総合カウンセリングセンター」佐藤八重子元理事長様ほか関係職員の皆様の熱意と先見性の高さを、如実に証明したものと存じます。

そして、以来20年以上にわたり、犯罪に遭われたり、事件や事故でなにものにも代え難い命や健康を失われた方やそのご家族などから、約2万件の相談を受けられ、それぞれの苦悩に寄り添い、心のケアに努められた結果、その支援によって多くの被害者やご遺族の方々などが、自分自身で日常生活を取り戻すという大きな成果をあげていただいているところです。

北海道公安委員会は、これまでも、また、これからも道警察とよく連携し、犯罪や事故自体の撲滅、未然防止を目指し続けて参りますが、昨今の厳しい治安情勢に鑑みますと、残念ながら平穏な暮らしを過ごしている道民の身の上に、いつ不幸な事態が生じても不思議ではない、というのが、悲しい現実であろうかと思います。

そのようなときに、被害に遭われた方々やご遺族の方々にとって、「心情を理解してもらい、安心して心を開ける場所」として貴室が存在していただくことは、治安を維持する活動と肩を並べる重要な社会サポート活動であると考えています。

貴室がこれからも、見識豊かで経験豊富なカウンセラーの皆様による適切な相談業務により、相談者の悩みを受け止め、心のケアに努められ、「犯罪や事故のない安心して暮らせる北海道の実現」を目指すわたしたちとともに、人々の掛け替えのない平穏な日常を守る活動をお支えいただきますよう、改めてお願いを申し上げる次第です。

結びになりましたが、「北海道被害者相談室」の益々のご活躍・ご発展を心から祈念申し上げて、お祝いの言葉とさせて頂きます。

20周年、本当におめでとうございます。

祝　　辞

北海道被害者相談室の開設20周年を記念して

北海道警察

本部長　和田昭夫

このたびは、「北海道被害者相談室」が開設20周年を迎えたことに対し、心からお祝いを申し上げます。

平成8年、北海道警察から、当時北海道家庭生活総合カウンセリングセンター理事長であった佐藤八重子氏に、犯罪被害者やそのご家族・ご遺族が日常生活を取り戻すことができるよう、カウンセリングを通じた悩みや心のケア等についての支援を目的とした相談室の開設をお願いいたしましたところ、この趣旨にご賛同いただき、平成9年5月に貴室の開設が実現いたしました。

これまでの20年間では、約2万件の相談を受けられたとお聞きしておりますが、善養寺圭子室長をはじめ、相談員の皆様には、多種多様な相談にひとつひとつ丁寧に向き合い、犯罪被害者等に寄り添って支援いただいていることに、心より敬意を表し、そして、これらの業務を支えておられる関係者の皆様のご努力とご労苦に対しましても、深く感謝申し上げます。

また、精神科医である村田忠良氏・傳田健三氏のお二方にも、北海道家庭生活総合カウンセリングセンターの歴代の理事長として相談室の安定と発展にご尽力され、北海道の犯罪被害者支援を充実させていただきましたことに対し、厚くお礼申し上げます。

さて、貴室開設から7年を経て犯罪被害者等基本法が制定され、開設10年目には、北海道家庭生活総合カウンセリングセンターが北海道公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体に指定されて、一昨年は第三次北海道犯罪被害者等支援基本計画がスタート、平成30年度には北海道犯罪被害者等支援条例が施行されるなど、歳月を重ねる中で犯罪被害者等を取り巻く環境は変わり、その支援に係る体制や施策も隨時見直されているところであります。今後も犯罪被害者等のニーズに即した支援を行うことが一層求められるものと思われますところ、貴室にはこれまでと変わらず、犯罪被害者等の心のよりどころであり続け、平穏な生活にむけて後押ししていただきますようお願いいたします。

北海道警察といたしましても貴室の皆様と手を携え、犯罪被害者等の視点に立ちながら、被害の回復・再発防止・犯罪捜査等あらゆる警察活動を通じた支援活動を推進して参ります。

おわりに、善養寺室長のもと、相談及び直接支援に携わる方々や、それらの業務をサポートしてくださる方々等関係者の皆様のご活躍により、貴室が犯罪被害者等のよき伴走者として、ますますご発展されますとともに、皆様のご健勝を祈念申し上げ、お祝いの言葉とさせていただきます。

祝　　辞

北海道被害者相談室20周年に寄せて

札幌弁護士会犯罪被害者支援委員会

委員長　日笠倫子

この度は、北海道被害者相談室設立20周年を迎えたこと、誠におめでとうございます。

犯罪被害者支援の必要性に社会が気づき始めたのが約20年前のことでした。当時、私は学生でしたが、一市民として犯罪被害に遭われた方やご遺族に対する理不尽な司法制度に憤りを感じ、失望した時期でした。その後少しずつ犯罪被害者等基本法の制定や各種制度の充実が積み重ねられて現在に至りますが、被害者相談室の方々の多大なご苦労があったことは想像に難くありません。こうして記念の日を迎えたのも、ひとえに被害者相談室の皆さまのご努力あってのことと存じます。

私自身は、弁護士として性暴力やDV被害に遭われた被害者の方を中心にご依頼を受けることが多いですが、被害者の方からのご相談や打ち合わせでは、司法制度の説明や聴取の仕方、裁判資料の持ち帰りの可否など気を配らなければならないことがあります。加えて、被害者の方が相談等の後、自宅まで無事に帰り、できる限り精神的負担を残さないことも本来は気にかけなければなりません。しかし、一弁護士がそこまで手当をすることは現実には不可能です。そのような時に、被害者相談室にご協力をお願いすることが多々あります。被害者相談室の方は、帰り道で休憩を促したり事件とはまったく違う話題で雑談をするなどして被害者の方の精神的負担を和らげたり、打ち合わせへの同席によって被害者の方の理解をフォローしたりしていただいている。また、弁護士にはなかなかお話しitだけないような生活の不安を抱えている方も多いのが実情ですので、被害者の方に寄り添って生活面での支援をしていただいたこともあり、被害者相談室の存在は大変心強く感じております。

我々弁護士も被害者の方々に充実した法的サービスをご提供できるよう日々努めてまいります。

被害者相談室の益々のご発展を心より祈念申し上げますとともに、引き続き札幌弁護士会犯罪被害者支援委員会の活動にご協力賜りますようお願い申し上げます。

祝　　辞

北海道被害者相談室開設20周年に寄せて

公益社団法人
北海道家庭生活総合カウンセリングセンター相談役
北海道大学大学院

教　授　傳　田　健　三

北海道被害者相談室が開設20周年を迎えたことを心からお祝い申し上げます。

わが国では、これまで長い間、犯罪被害者とその遺族は適切な援助を受けることなく、社会の中で孤立し見過ごされてきました。法制度においても、加害者の人権は重んじられるのに対し、被害者とその遺族のプライバシーや人権を含むさまざまな当たり前のこととして守られるべき権利が忘れ去られている時代が長く続いてきました。犯罪被害者とその遺族の苦しみとつらさは筆舌に尽くしがたいことであったと推察されます。

1997年5月、北海道警察本部の要請により、北海道家庭生活総合カウンセリングセンター内に、「北海道被害者相談室」が開設され、善養寺圭子室長が就任しました。その理念は、ボランティア活動によるカウンセリングを通じて、被害者の悩みや心のケア等について支援し、被害者が自分自身で平穏な生活を取り戻すことのできるよう継続的に援助を行うことです。

その後、1998年5月、全国8団体による民間組織「全国被害者支援ネットワーク」が設立されました。加盟団体は年々増え続け、2009年7月には47都道府県すべてに被害者支援センターが設置されました。このような活動が原動力になって、2004年12月に「犯罪被害者等基本法」が交付されるに至ったのです。

「北海道被害者相談室」の特筆すべき点は以下の3つです。第1は先見性です。本相談室は全国で5番目というべきで早期の段階に設立され、以後長きにわたり活動を続けてきました。その先見性は誠に素晴らしいものであると言えます。第2にボランティア精神です。本相談室の営みは地道に継続されていますが、それらが皆ボランティアによって運営されていることが特筆されます。そこが、本相談室の強みであると考えられます。第3にその専門性です。本相談室の活動は、きわめて高いレベルの専門性を維持しています。相談員は被害者支援のための専門的な研修を受けており、相談・カウンセリング・直接的支援活動を行っています。その専門性は本相談室の大きな特徴言うことができます。

以上のように、「北海道被害者相談室」は20年間にわたり、被害者支援のための多岐にわたる活動を、高い質と多大な規模で行ってきました。地域における貢献と功績はきわめて大きなものがあります。

長きにわたり、「北海道被害者相談室」を運営してきた相談員の皆様、活動を支えていただいた北海道警察本部の方々ならびに弁護士の方々に心からお礼とお祝いを申し上げたいと思います。20年間、本当にご苦労様でした。

開設20周年記念 公開講演会

開設20周年記念公開講演会

平成29年11月28日かてるホールに於いて北海道被害者相談室開設20周年記念講演会として、「佐世保女児殺害事件」被害者ご遺族の御手洗恭二氏とご子息のお二人を講師にお招きし「家族と共に歩む現在～大切な人を失くすということ～」の演題で、ご講演をいただきました。

当日は、市民や各関係機関、カウンセラーなど約200名が参加し、御手洗氏の語る被害者支援の重要性についてお聴きしました。

「支援は親や子どもなどを中心に行われるが、きょうだいへの支援も置き去りにしないでほしい。被害者として前面にいる人だけではなく、その裏にいる人にも意識を向けていってほしい。」

そして講演の最後に御手洗氏は、加害女児への思いについて「なぜそんなことをしたのかと怒りはあったが憎む感情はなかった。相手が何をしても償いにはならない。自分のやったことを反省し心から悔いて、娘への謝罪の気持ちを持ち続けて人生を全うしてほしい」と語られました。

ご子息は「今も相手からの謝罪があれば彼女のことを考えなくて良くなり、自分の気持ちにひと区切りつけられる」と話されました。

親子の事件への向き合い方の違い、被害者遺族として過ごされた年月の中でお互いに思いやり、時には傷つきながらも共に生きてきた13年6ヶ月を2時間にわたり証々と言葉にしていただきました。

ご講演をいただいたお二人のお話は、よりよい被害者支援を目指す私たちにとって貴重な講演会になりました。



講演される御手洗氏

犯罪被害者への理解を深めてもらおうと、被害者遺族による講演会が札幌市中央区で開かれた。2004年に長崎県佐世保市で起きた小6同級生殺害事件で長女を亡くした毎日新聞記者・御手洗恭二さん(59)が次男と共に講演した。公益社団法人「北海道家庭生活総合カウンセリングセンター」主催。28日の講演で、御手洗さんは事件直後、眞警の被害者支援室と弁護士、職場

の同僚の3者が身の回りにいた手紙の慰めや励ましに対し、当初は「自分たちの何が分かるんだ」と反発していたが、「10年以上たって、自分た」と心情を吐露した。当時中学3年だった次男は周囲の大人が腫れ物に触るように接する

札幌 本紙・御手洗記者が講演

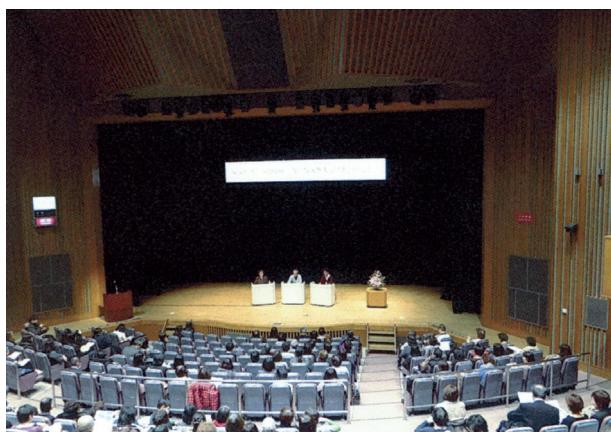
中、友人たちがいつもと変わらぬ様子で遊びに誘つたりしてくれたことに一番助けられたと振り返った。加害女児への思いについて、御手洗さんは「自分の行為を悔い反省した。娘への謝罪の気持ちを持つ続けながら生きていってほしい」と話し、次男は「一度謝罪をしてもらえた後、自分の中でもこの事件にひと区切り付ける」と語った。
【袴田貴行】

犯罪被害者へ理解深めて

平成29年11月29日 毎日新聞記事



記念講演のようす



参加無料
申込不要

平成29年度犯罪被害者等に対する援助事業 広報啓発業務
北海道被害者相談室設立20周年記念公開講演会

公開講演会
い　ま
家族と共に歩む現在
～大切な人を失くすということ～

日時 平成29年11月28日(火)
午後2:00～午後4:00(開場1:30～)

会場 道民活動センター かでるホール
(札幌市中央区北2条西7丁目1)

講師 御手洗 恭二 氏 ほか
(佐世保女兒殺害事件 被害者遺族)

北海道公安委員会指定「犯罪被害者等早期援助団体」
主催：公益社団法人北海道家庭生活総合カウンセリングセンター
北海道被害者相談室
後援：北海道・札幌市・北海道警察本部・札幌市教育委員会
【お問合せ先】
公益社団法人北海道家庭生活総合カウンセリングセンター
TEL: 011-251-6408 FAX: 011-271-5068

開設20周年記念公開講演会



◀ 講演会場にて募金を募る

相談室20年の
あ ゆ み

沿革（あゆみ）

- 平成9年5月 北海道警察本部の要請により「北海道被害者相談室」開設（全国で5番目）
善養寺圭子室長就任（緑苑ビル内）
- 平成9年6月 北海道被害者相談室開設記念 公開講演会（東京・水戸・大阪・石川の参加）
- 平成10年5月 全国被害者支援ネットワーク設立に伴い加盟
6月 北海道被害者相談室開設1周年記念公開座談会（講演会）
- 平成12年2月 全国犯罪被害者支援ネットワーク全国研修会を札幌にて開催
4月 札幌弁護士会 犯罪被害者支援委員会による無料弁護士相談（週1回）開始
5月 相談室移転（道民活動センタービル5階）
- 平成14年7月 北海道被害者相談室開設5周年記念式典・シンポジウム
7月 北海道警察本部より感謝状を授与
- 平成15年11月 日本精神衛生学会に於いて、表題「被害者相談に関するカウンセラーのメンタルヘルス」の研究発表
- 平成18年7月 北海道被害者相談室開設10周年記念公開講演会
- 平成19年2月 北海道被害者相談室開設10周年記念公開講演会
3月 北海道公安委員会より「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受ける
7月 北海道警察本部より感謝状を授与
8月 北海道の要請により「北海道犯罪被害者等総合相談窓口」開設
インターネットによる相談受付開始
- 平成25年10月 北海道被害者相談室が警察庁長官及び全国被害者支援ネットワーク理事長より「犯罪被害者支援功労団体賞」を受賞
- 平成26年4月 専門学校に於て「学生及び若年者等に対する犯罪予防教室」実施（毎年開催）
4月 「性暴力専用ダイヤル」開設
- 平成26年10月 北海道被害者相談室善養寺圭子室長が警察庁長官及び全国被害者支援ネットワーク理事長より「犯罪被害者支援特別栄誉賞」を受賞
11月 全国被害者支援ネットワーク「北海道・東北ブロック質の向上研修下半期研修会」開催
- 平成28年8月 第一回「犯罪被害者等直接支援員養成講座」開講 11月まで全4回
被害者ノート『道しるべ』発行
- 平成29年11月 全国被害者支援ネットワーク「北海道・東北ブロック質の向上研修下半期研修会」開催
11月 北海道被害者相談室開設20周年記念公開講演会
- 平成30年2月 第二回「犯罪被害者等直接支援員養成講座」開講 全3回
3月 北海道被害者相談室開設20周年記念誌発行

第一期

平成9年5月～平成19年3月まで
(1997年) (2007年)

【発足の経緯】

平成9年1月、北海道警察本部から犯罪被害者に対するカウンセリング（被害者相談）の実施についての要請を受け、平成9年5月8日、(社)北海道家庭生活総合カウンセリングセンター「北海道被害者相談室」として東京・水戸（現いばらき）・大阪・石川に続き全国で5番目に開設されました。

「ボランティア活動によるカウンセリングを通じて、被害者の悩みや心のケア等について支援し、被害者が自分自身で平穏な生活を取り戻すよう援助をする事を目的とする」との理念を掲げ、被害者の心理、犯罪被害者に対する支援対策等の研修を経て、善養寺圭子室長のもと、10名のカウンセラー（相談員）で相談業務を開始しました。

平成9年度 主な行事

4月30日

「北海道被害者相談室」発足に伴う事前研修開設に当たり、広く道民に知っていただくために広報用チラシ『ひとりぼっちじゃない・・・』を作成

5月7日

担当カウンセラー研修
『被害者援助のあり方と課題』

5月8日

「北海道被害者相談室」開設。相談開始

5月26日

「北海道被害者相談室」開設特別研修会
『こころのケアのための人間学』

6月9日・10日

相談室専任カウンセラーに対するケース研究会

6月30日

「北海道被害者相談室」開設記念講演会
『癒しを求めるこころの理解』
(苦悩の存在論～生きるために～)
村田 忠良 氏

12月1日

カウンセラー研修会
『トラウマにおける問題』 小西 聖子 氏

北海道被害者相談室

電話番号	011-232-8740
曜 日	月曜日～金曜日
時 間	10：00～16：00

相談室開設新聞報道状況
北海タイムス (5月8日)



「あなたの悩み受け止めます」
北海道内では初の試みとして
「北海道被害者相談室」開設に
ついて新聞に取り上げられました



▲広報用チラシ
「ひとりぼっちじゃない・・・」



平成9年6月30日
「北海道被害者相談室」開設記念講演会

◀既に被害者相談室を開設している東京・水戸（現いばらき）・大阪・石川の各相談室より、リレー講演が行われました

第Ⅰ期

平成 10 年度

- 4月13日 カウンセラー研修会（以後毎月実施）
- 5月9日 被害者支援連絡会議
「全国被害者支援ネットワーク」設立総会に参加
- 5月15日 研修会
『被害者相談室の相談の特異性について』
- 6月5日 北海道被害者相談室開設1周年記念公開座談会
『被害者の心理とその相談をめぐって』

平成 11 年度

- 4月17日 全国被害者支援ネットワーク主催
「第1回 トレーナーのための研修」委員会
相談室でもトレーナー研修を5回実施
- 6月11日 講演会
『犯罪被害者の現状とその支援について』
- 9月16日・21日 北海道警察本部 被害者対策室主催
「被害者相談室カウンセラー研修会」
- 2月1日 カウンセラー研修会『被害者の心理とその回復』
- 2月18日・19日 被害者支援ネットワーク全国研修会を札幌に於いて開催（公開座談会 公開講座）

平成 13 年度

- 7月10日 北海道被害者支援連絡協議会講演会
- 7月13日 札幌弁護士会犯罪被害者支援委員会との交流会
- 8月20日 公開講演会
『被害者と加害者の心理』
～ドメスティックバイオレンスの臨床～



▲ 平成10年6月5日 開設一周年記念公開座談会



▲ 平成12年2月18・19日 全国研修の様子



▲ 平成12年2月18・19日 全国研修会

第Ⅰ期

平成14年度

7月8日

北海道被害者相談室開設5周年記念
公開シンポジウム『こころの手当て』

平成15年度

6月6日

北海道警察本部被害者対策室との合同研修会

10月1日

「犯罪被害者支援の日」制定に合わせ
街頭キャンペーン

10月2日

12時間電話相談・弁護士相談実施

11月24日

第19回 日本精神衛生学会において「被害者
相談に関わるカウンセラーのメンタルヘルス」
について研究発表

平成16年度

5月24日

札幌市児童相談所との連携学習会

8月6日

公開講演会『被害者支援の発展と今後の課題』

10月3日

「犯罪被害者支援の日」制定
パレードに参加（東京）

平成17年度

5月11日・9月12日

犯罪被害者等早期援助団体指定に向けて直接支
援導入についての学習会
(北海道警察本部被害者対策室より説明)

9月16日

公開講演会『カウンセリングを超えて』
～痛む人の「良き環境」となること～

11月27日

犯罪被害者等基本法制定記念全国大会に参加

平成18年度

7月31日

北海道被害者相談室開設10周年記念公開講演会
その1 『人間であることについての思索』



▲ 平成14年7月8日 開設5周年記念シンポジウム



▲ 平成15年10月1日「犯罪被害者支援の日」
街頭キャンペーン（JR 札幌駅）
北海道警察マスコットキャラクター「ほくとくん」



▲ 平成18年7月31日 開設10周年記念公開講演会
その1

第Ⅰ期

- 11月29日
「犯罪被害者週間」となり街頭キャンペーン実施
- 11月30日
12時間電話相談・弁護士相談 実施
- 12月15日
公開講演会 『犯罪被害者に求められる支援』
～憤怒と悲嘆の狭間で考えること～
- 1月30日
相談員研修会において（月例研修会）
「少年事件被害者遺族」の講話
- 2月27日
北海道被害者相談室開設10周年記念公開講演会
その2 「心的トラウマからの回復」
～児童虐待の被害者にかかわって～
- 3月2日・16日
犯罪被害者等早期援助団体指定に向けての
学習会
- 3月30日
北海道公安委員会より
「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受ける



▲平成19年3月30日
「犯罪被害者等早期援助団体」指定書



▲平成18年11月29日 「犯罪被害者週間」
街頭キャンペーン実施
準備などたくさんの大学生が協力してくれました



◀平成18年12月15日
開設10周年記念公開講演会



第Ⅱ期

平成19年4月～平成30年3月まで
(2008年) (2018年)

【第Ⅱ期】

平成9年5月の開設から10年が経過。平成19年3月30日北海道公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受けたことにより、これまでの電話・面接相談に加え直接的支援活動が加わり、これまで以上に充実した支援活動を展開することとなりました。

また同年8月1日には北海道の要請により「北海道犯罪被害者等総合相談窓口」を開設するとともに、インターネットによるメール相談受付開始。

犯罪被害相談員16名、直接支援員4名で第Ⅱ期のスタートを切りました。

平成19年度

4月2日・5月11日・6月1日

北海道公安委員会指定犯罪被害者等早期援助団体としての役割についての研修会
「直接支援のための演習」

5月22日・23日

元北海道日本ハムファイターズの小笠原道大選手からの寄付で、巨人対日本ハム戦に養護施設の子どもたち100人を札幌ドームに招待

8月1日

北海道の要請により
「北海道犯罪被害者等総合相談窓口」開設

11月29日

犯罪被害者週間「国民のつどい北海道大会」会場にて、パネル展示・活動紹介

11月29日

犯罪被害者週間 公開講演会『子どもを犯罪から守るために』

12月5日

関係機関との意見交換会（北海道・北海道警察・札幌市・弁護士会）実施 以降毎年開催

平成20年度

7月4日

札幌弁護士会との連携研修「犯罪被害者のための新しい刑事司法制度」

9月12日

家庭裁判所との連携研修「少年審判手続きと少年処遇の実情・被害者配慮の実情」

11月25日

犯罪被害者週間「国民のつどい北海道大会IN旭川」会場にて、パネル展示・活動紹介

北海道被害者相談室

北海道犯罪被害者等総合相談窓口

電話相談（面接は予約）

月～金曜 10：00～16：00

TEL 011-232-8740

FAX相談 011-211-8151

メール相談

<http://www.counseling.or.jp>

直接支援活動

家庭訪問、警察・検察・病院

・裁判所などへの付添い等

無料法律相談（予約制）

札幌弁護士会犯罪被害者支援

委員会所属弁護士。事前に電話にて相談

メール・FAX相談共に、上記ホームページから24時間受付

▶ 平成19年5月22・23日

手づくりの横断幕で日本ハム選手に熱い声援を送る子供たち



◀ 平成19年8月1日

「北海道犯罪被害者等総合相談窓口」開設 ▼



第Ⅱ期

12月17日

犯罪被害者支援「道民のつどい」公開講演会
会場にて、パネル展示・活動紹介

平成21年度

5月15日

札幌地方検察庁との連携研修
「犯罪被害者のための新しい制度から」

6月17日・8月19日・10月14日

内閣府被害者支援普及促進事業
「地域の連携による犯罪被害者等からの相談に関するスーパーバイズ」

11月18日

犯罪被害者週間「国民のつどい北海道大会」釧路会場にて活動紹介

12月16日

犯罪被害者等支援 全道研修会
公開講演会『被害者支援の制度とこころ』

1月22日

犯罪被害者支援公開講演会
『私の犯罪被害体験』

平成22年度

7月2日

札幌保護観察所との連携研修

9月6日・10月15日・10月26日

犯罪被害者支援に携わる関係機関・団体の連携研修

11月

犯罪被害者週間 配布カード・ポスター作成
地下鉄駅・区役所に掲示

11月17日

犯罪被害者等支援「道民のつどい」会場にて
パネル展示・活動紹介

1月7日

札幌高等検察庁との連携研修

1月31日

犯罪被害者支援について語る会（公開対談）
『ともに考える・ともに分かち合う』



▲ 平成21年12月16日
犯罪被害者等支援 全道研修会

▲ 講演される
高橋シズエ 氏



▲ 平成22年1月22日
犯罪被害者支援 公開講演会 講演される河野義行 氏



▲ 平成22年11月17日
「道民のつどい」会場にてパネル展示・活動紹介

第II期

平成 23 年度

- 10月21日 内閣府主催犯罪被害者等施策研修会（北海道）に参加
- 10月29日 犯罪被害者等支援「道民のつどい」公開講演会『一両目の生存者』～伝えたい想い～
- 11月6日 性犯罪被害者支援のための研修会に参加



▲ 研修会のようす

平成 24 年度

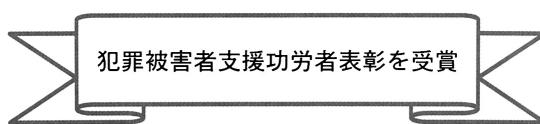
- 8月8日 小西聖子先生によるスーパービジョン実施
- 8月17日 犯罪被害者等支援職員研修会に参加
「犯罪被害者の心理と適切な対応について」
- 11月 北海道被害者相談室リーフレット
「ひとりぼっちじゃない。あなたのそばに私たちがいます」作成
- 11月17日 犯罪被害者等支援「道民のつどい」
公開講演会 『精神科医の犯罪被害体験』
- 12月 地方自治体に対して犯罪被害者等支援に関する
意識調査実施
- 1月18日 札幌地方検察庁との意見交換会・庁舎見学



▲ 平成25年4月1日
社団法人から公益社団法人へ移行

平成 25 年度

- 4月1日 北海道家庭生活総合カウンセリングセンターが
社団法人から公益社団法人へ移行
- 10月10日（札幌）・10月25日（帯広）
北海道被害者支援フォーラム
『大切な人が性暴力被害に遭ったら』
～私たちにできること～
- 10月18日 警察庁長官及び全国被害者支援ネットワーク理事長より「犯罪被害者支援功労団体賞」を受賞



▲ 「犯罪被害者支援功労団体賞」を受賞

第Ⅱ期

1月17日

若年層における交際相手からの暴力防止に関する全道セミナー参加

平成26年度

4月1日 性暴力専用ダイヤル開設

性暴力専用ダイヤル

電話番号	011-211-8286
曜 日	月曜日～金曜日
時 間	10:00～16:00

4月10日・15日・16日、5月14日

専門学校に於いて学生及び若年者等に対する犯罪予防教室「被害に遭わないために」を開催
以降、毎年開催

4月11日

犯罪予防教室の取組が北海道新聞に掲載される
10月3日

善養寺圭子室長が、警察庁長官及び全国被害者支援ネットワーク理事長より「犯罪被害者支援特別栄誉賞」を受賞

11月5日

北海道被害者支援フォーラム(旭川)『加害者も被害者も生まない社会づくりに向けて』

11月17日・18日

全国被害者支援ネットワーク 北海道・東北ブロック質の向上研修下半期研修会札幌開催

1月7日

犯罪被害者等連携研修会
～犯罪被害と子どもの心理的支援～

平成27年度

4月

専門学校に於ける「犯罪予防教室」啓発の様子
がTV放映される

8月7日

犯罪被害者等支援ミーティングin北海道
公開講演会
『犯罪被害者とその支援 ー私の体験ー』

10月9日

公共交通事故被害者支援フォーラム参加



▲平成26年4月10日 専門学校で予防教室活動



▲平成26年11月17・18日
北海道・東北ブロック研修



▲平成27年8月7日
「犯罪被害者等支援ミーティングin北海道」
北海道警察音楽隊による演奏

第II期

10月

札幌市営地下鉄全49駅に「犯罪被害者週間」のポスター掲示（平成28年も掲示）

平成 28 年度

8月

被害者ノート 「道しるべ」 発行

8月26日

北海道主催犯罪被害者支援職員研修会参加
「DV被害者の早期発見と対応に関する全道セミナー」

8月29日・9月26日・10月24日・11月28日
犯罪被害者等直接支援員養成講座開講

11月17日

犯罪被害者週間北海道大会 公開講演会
『悲劇をなくするために』

11月25日

「犯罪被害者週間」にあわせて 連携相談室（函館・釧路・苫小牧）との一斉キャンペーン実施

平成 29 年度

7月24日

シンポジウム 市町村における犯罪被害者支援
～どの地域でも必要な支援を受けられるように～

8月9日

北海道主催
犯罪被害者等支援職員研修会参加

11月13日・14日

全国被害者支援ネットワーク北海道・東北ブロック質の向上研修下半期研修会札幌開催

11月28日

被害者相談室開設20周年記念公開講演会
『家族と共に歩む現在』
～大切な人を失くすということ～

2月1日・8日・15日

犯罪被害者等直接支援員養成講座開講

3月

北海道被害者相談室開設20周年記念誌発行



▲ 平成27年10月

札幌市営地下鉄駅全49駅にポスター掲示



▲ 平成28年8月

犯罪被害者等直接支援員養成講座



▲ 平成29年11月13・14日

北海道・東北ブロック研修会

相 談 活 動

第Ⅰ期 相談活動

平成9年（1997年）から平成18年（2006年）の10年間

北海道被害者相談室の活動理念にある被害者の悩みや心のケアなどの精神的支援を念頭に、被害者が自ら平穏な生活を取り戻せるよう援助することを目的に電話相談から始めました。

平成12年4月からは札幌弁護士会犯罪被害者支援委員会の協力を得て無料の弁護士相談を開始しています。相談室の開設場所は非公開でした。

1. 開催日時 月曜日～金曜日 10：00～16：00

相談方法 電話相談 面接相談

相談体制 一回線に相談員1名

相談場所 緑苑ビル内にて、平成12年5月道民活動センタービル5階へ移転

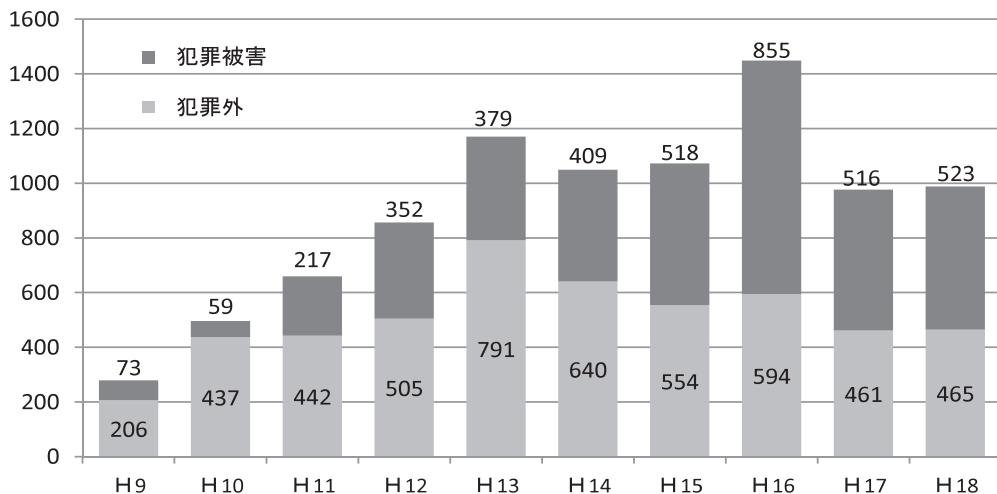
弁護士相談 毎週木曜日（電話・面接）要予約 14：00～16：00

2. 相談件数の推移

相談件数は1月から12月までの暦年です。また、平成9年は5月からの件数です。

開設初年は279件の相談件数でしたが年々増加し、平成13年以降は1,000件で推移しています。相談を犯罪被害と犯罪外に分類すると平成16年からは犯罪に関する相談が増加しています。（図1）

図1. 相談件数の区別推移



相談件数が著しく増加した平成16年は「犯罪被害者等基本法」が制定され、保証制度の整備や直接支援活動の推進、法律改正などの社会的な変化に伴い被害者支援が全国的な広がりを見せ、市民の理解が浸透し始めた背景が考えられます。

開設当初は犯罪外相談が多かったのですが年を重ねるごとに犯罪被害に関する相談が増加し、平成15年ではほぼ同じ割合となり、平成16年以降は犯罪被害相談の件数が多くなっています。

犯罪外に分類される相談内容は被害念慮、嫌がらせ、家族を失った喪失感を語るものなどでした。

直接支援は平成18年に初めて自宅訪問を実施しています。

3. 犯罪被害相談の内容別受理件数

犯罪被害相談の内容を殺人・強盗、暴行・傷害、性的被害、ストーカー、DV・虐待、交通事故、その他の犯罪（通信・詐欺・窃盗など）に分類しています。（表1）

表1. 年別犯罪被害相談の内容別件数

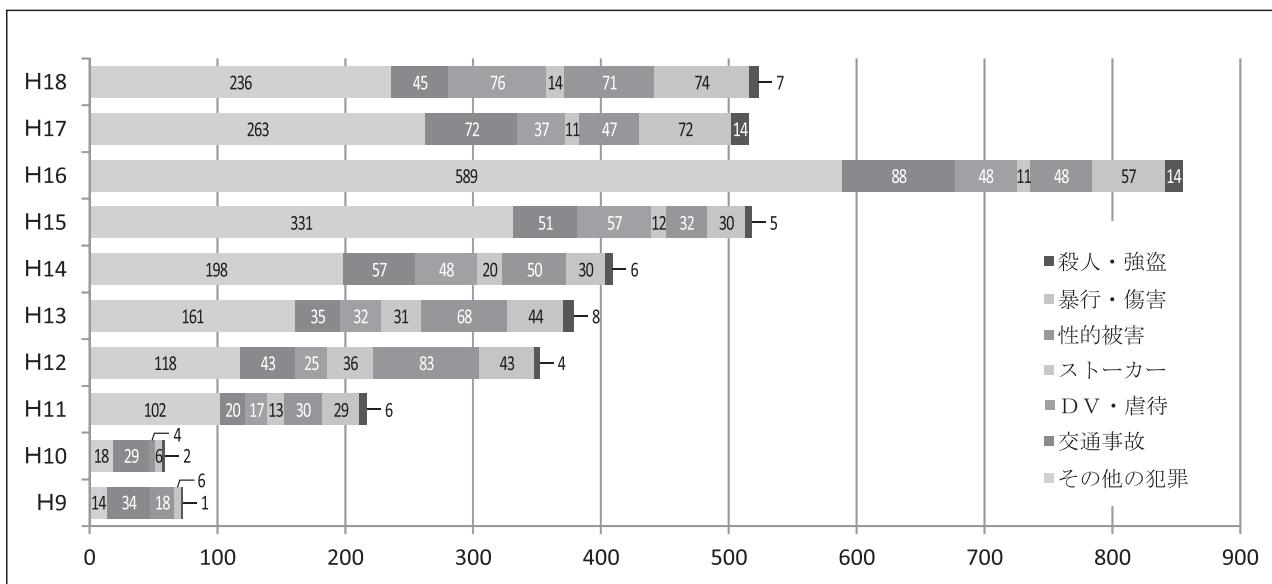
	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
殺人・強盗	1	2	6	4	8	6	5	14	14	7
暴行・傷害	6	6	29	43	44	30	30	57	72	74
性的被害	18	4	30	83	68	50	32	48	47	71
ストーカー	0	0	13	36	31	20	12	11	11	14
D V・虐待	0	0	17	25	32	48	57	48	37	76
交通事故	34	29	20	43	35	57	51	88	72	45
その他の犯罪	14	18	102	118	161	198	331	589	263	236
計	73	59	217	352	379	409	518	855	516	523

交通事故や暴行・傷害、性的被害などの相談が年々増加し、継続して受けている相談も増えてきました。

(図2)

平成16年の「その他の犯罪」に分類される件数が極めて多かったのは、インターネットや携帯電話の急速な普及に伴いネット被害やワンクリック詐欺（自動登録）などによる通信関係の被害が特徴として挙げられます。

図2. 年別犯罪被害相談の内容別件数



※ 北海道被害者相談室ではボランティアの相談員が被害者のカウンセリングや直接支援の活動を行っています。

犯罪被害相談員は、カウンセリングセンターが行っている事業の「カウンセリング研修講座」(1～2年)、「カウンセラー養成講座」(3年以上)の継続研修を受講し、審査に合格した受講生が相談業務で5年以上の実務経験を積んだのちに犯罪被害相談員として活動をしています。

※ 北海道被害者相談室では毎月、研修会を開催し、事例検討や関係機関との意見交換を行い、全国被害者支援ネットワークのフォーラムや研修会などに参加をして研鑽を積んでいます。

第Ⅱ期 相談活動

平成19年（2007年）から平成29年（2017年）まで

平成19年に北海道被害者相談室は公安委員会より「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受けたことから電話・面接相談によるカウンセリングや被害者の要請に添った弁護士・医療の専門家への紹介のみならず、法廷付添いなどの総合的な直接的支援へと拡大されました。

さらに、北海道より「北海道犯罪被害者等総合相談窓口」の要請を受け、相談体制は二回線電話に2名の相談員が就くようになりました。

開設当初より開設日に変化はなく、月曜日から金曜日の週5日で、年間延べ245日前後の開設となっています。

1. 新たな活動

直接的支援 警察・検察庁・裁判所・病院等関係機関への付添い、自宅訪問

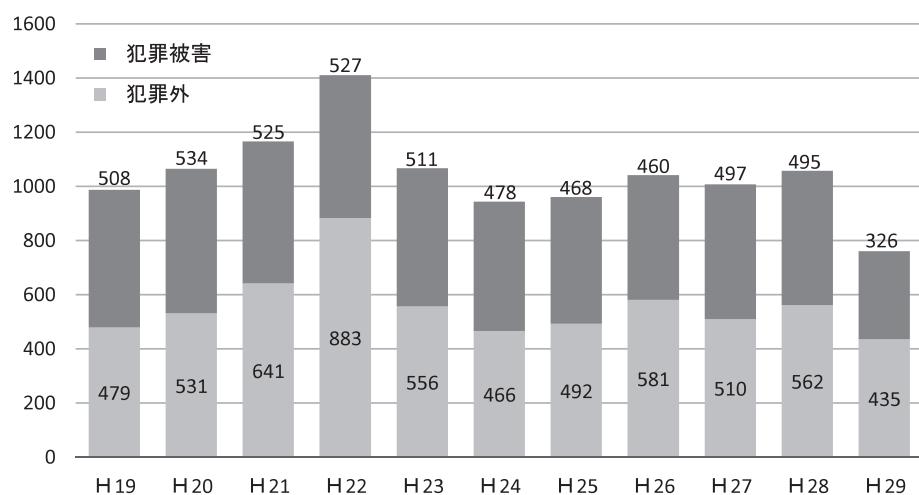
相談方法 電話・面接相談 メール相談 FAX相談（メール・FAX相談はセンターHPから）

2. 相談件数の推移

相談件数は過去10年間大きな変化は見られず、平成28年まではほぼ1,000件前後で推移しています。平成29年は著しく減少しています。

相談を犯罪被害と犯罪外に分類するとほぼ同じ割合になっていましたが、犯罪外の件数が増えている傾向にあります。（図3）

図3. 年別相談件数と区別推移



平成22年の相談件数が増加した要因として、身近な人を亡くされて喪失感を繰返し語られる方や妄想相談などの犯罪外相談に分類された相談によるものもです。

3. 犯罪被害相談の内容別受理件数

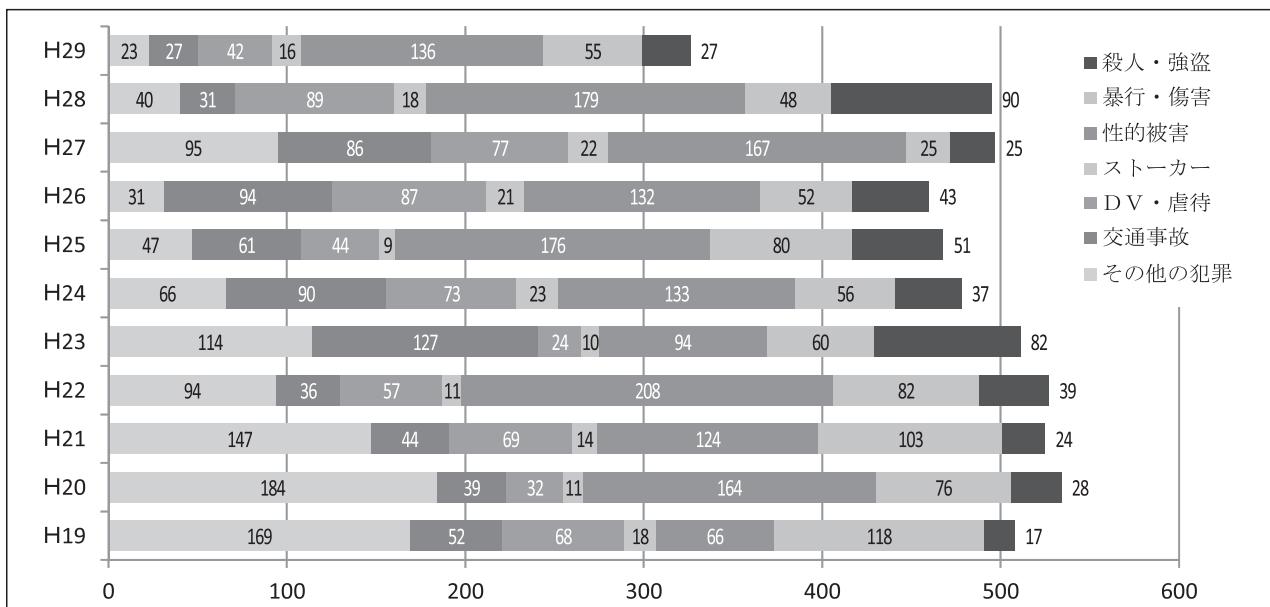
犯罪被害相談の内容の分類は過去10年の分類と同じです。（表2）

表2. 年別犯罪被害相談の内容別件数

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
殺人・強盗	17	28	24	39	82	37	51	43	25	90	27
暴行・傷害	118	76	103	82	60	56	80	52	25	48	55
性的被害	66	164	124	208	94	133	176	132	167	179	136
ストーカー	18	11	14	11	10	23	9	21	22	18	16
D V・虐待	68	32	69	57	24	73	44	87	77	89	42
交通事故	52	39	44	36	127	90	61	94	86	31	27
その他の犯罪	169	184	147	94	114	66	47	31	95	40	23
計	508	534	525	527	511	478	468	460	497	495	326

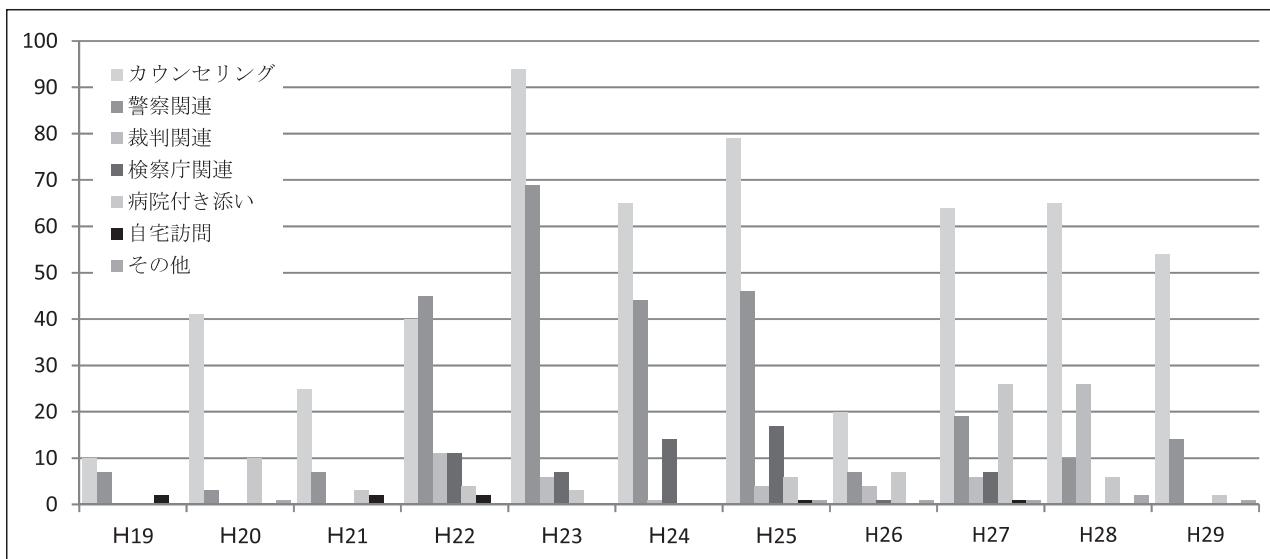
性的被害の相談は例年最も多く、増加傾向にあります。これは1回の相談のみで終了するのではなく、面接に繋げたり、直接的支援や関係機関と連携を取り継続して支援を行った結果と考えられます。また、他の分類での相談件数においても継続的な支援がみられます。(図4)

図4. 年別犯罪被害相談の内容別件数



4. 直接的支援の内容割合

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
カウンセリング	10	41	25	40	94	65	79	20	64	65	63
警察関連	7	3	7	45	69	44	46	7	19	10	17
裁判関連	0	0	0	11	6	1	4	4	6	26	0
検察庁関連	0	0	0	11	7	14	17	1	7	0	0
病院付き添い	0	10	3	4	3	0	6	7	26	6	2
自宅訪問	2	0	2	2	0	0	1	0	1	0	0
その他	0	1	0	0	0	0	1	1	1	2	1
計	19	55	37	113	179	124	154	40	124	109	83



*直接的支援のカウンセリングについては、面接相談・電話相談を含む

連携相談室

北海道被害者相談室では、道内にある三つの民間被害者相談室（釧路・苫小牧・函館）を連携相談室と位置付けています。

三つの相談室とカウンセリングセンターのつながり（かかわり）はセンターの研修事業であるカウンセラー養成講座を地方開設しており、カウンセラー資格を有する被害者相談担当員に運営その他は独自に任せている形ですが、相談開設日以外の当相談室への転送電話の協力や各相談室からの研修会、講演等のための講師派遣の依頼があれば必要に応じて出かけ共に研さんに行っています。

また、平成28年からは「犯罪被害者週間」に合わせてのキャンペーンを各地で同時に行うなどの協力体制をとっています。函館・釧路被害者相談室では平成29年度「犯罪被害者等直接支援員養成講座」を開講いたしました。

釧路被害者相談室

設立	平成10年 8月
相談時間等	火・金曜日 10:30~14:30
電話	0154-24-6002
電話・面接相談	直接支援活動（警察からの要請）
相談員	10名 支援員 4名



平成30年2月3日
くしろ氷まつり会場にて広報・啓発活動実施



函館被害者相談室

設立	平成12年 11月
相談時間等	水曜日 10:00~15:00
電話	0138-43-8740
相談日以外は北海道被害者相談室へ転送	
電話・面接相談	直接支援活動（随時）
相談員	9名



平成29年 直接支援活動員養成講座

SSGスタッフについて

北海道被害者相談室では、支援活動を円滑に行うために、相談室をバックアップ・サポートする専門家をS・S・G（サポートイング・スペシャリスト・グループ）と呼んでいます。

S・S・Gは、専任医師（精神科医）6名、臨床心理士4名、精神保健福祉士1名、弁護士1名で構成されています。

ケース研修の講師をお願いしたり、病院受診時等の連携をはかったりしています。また、被害者への対応のみならず被害者相談では話を聴く人も傷ついたり戸惑ったりします。担当カウンセラーの受傷被害の緩和にS・S・Gの方々の存在はかかせません。

S・S・Gの方がいることで私たち相談員は心強く思っています。

S・S・Gスタッフは以下の通りです。

北海道被害者相談室 Supporting Specialists Group

氏 名	所 属	資 格
傳 田 健 三	北海道大学大学院 教授	精 神 科 医
阿 部 幸 弘	こころのリカバリー総合支援センター 所長	精 神 科 医
小 山 芳 明	石橋病院 副院長	精 神 科 医
田 中 緑	登別恵愛病院	精 神 科 医
田 邇 等	北星学園大学 教授	精 神 科 医
寺 江 公 仁 子	平松病院 副院長	精 神 科 医
飯 田 昭 人	北翔大学大学院 准教授	臨 床 心 理 士
佐 藤 由 佳 利	北海道教育大学大学院 教授	臨 床 心 理 士
品 田 一 郎	札幌国際大学 教授	臨 床 心 理 士
橋 本 幸 子	岡本病院	臨 床 心 理 士
小 出 英 子	元札幌学院大学 教授	精神 保 健 福 祉 士
大 鹿 祐 太 郎	札幌弁護士会犯罪被害者支援委員会	弁 護 士

(敬称略 所属については平成30年3月末現在)

広報啓発活動

広報・啓発活動

北海道被害者相談室は犯罪被害に遭われた方々の置かれている状況を理解し、社会全体で支え、誰もが安心して暮らせる社会の実現を目的として広報・啓発活動を積極的に発信しています。

「犯罪被害者等基本法」の制定日である12月1日に因み、毎年11月25日から12月1日までを「犯罪被害者週間」としています。その一環として、当相談室では毎年この期間に関係各所と連携、協力をし、街頭にて広く市民の方に向けキャンペーン活動を行っています。

リーフレット カード



現在のリーフレット カード

開設時のパンフレット カード

被害者ノート 『道しるべ』

犯罪被害に遭われた方に適切な時期に必要な支援を受けていただくために、平成28年にこのノートを作成いたしました。「道しるべ」は関係機関及び札幌市内各警察署に配置され被害者の方に手渡されています。



北海道コカコーラボトリング株式会社様との
「犯罪被害者支援活動に関する協定書」に基づく寄付金により発行しました

広報・啓発活動

犯罪被害者等直接支援員養成講座

北海道被害者相談室では犯罪被害者やその家族に対し、犯罪被害相談員が相談活動を行っています。犯罪被害者自身の力で元の生活を取り戻すための手助けとして付き添い支援等の活動を行う直接支援活動員の養成を行っています。

北海道公安局委嘱団体 記者報ずる早期回復団体
公財社団法人 北海道被害生活支援カウンセリングセンター・北海道被害者相談室

犯罪被害支援 直撃支援員養成講座

多くの人は犯罪のニュースを見ることはあっても、日常生活の中でさかがく家庭など大切な人が犯罪に巻き込まれることはないと思っていますが、彼等に遭ふとそれまでの生活から、多くが見えなくなることがあります。人生や心の健康、財産、名誉など多くのものが奪われます。

北海道被害者相談室は犯罪被害者の家族のため、犯罪被害者施設のカウンセリング技法を用いて、相談活動やこのカウフを行い、以前の日常生活に戻れるようご支援を行っています。犯罪被害者の心の元気の取戻しと民衆のための助言として引き受け支援等の活動を行なう犯罪被害支援直撃支援員になり支援の輪を広げませんか?

①講座会員: 道路交通事故セーフティ講習(6月2日・7・7) 7:30 修習室

(札幌市中央区北2条西7丁目1)

②講座日時: 平成22年 8月29日(月) 9:30~16:50

平成22年 9月26日(月) 9:30~16:50

平成22年10月24日(月) 9:30~16:50

平成22年11月28日(月) 9:30~16:50

③講座内容: 犯罪被害者の心の元気の取戻し、精神的応援について

あらりカウフ(カウンセリング)の実践練習

各担当講師: 森川浩二、伊藤千津、佐藤利洋、角野和也、札幌市警察本部刑事部担当、

北海道警察本部社会貢献室担当、犯行死傷当事者及びその家族、

当該扶助者等を招いて学習して下さい。

(出張カウフ)キャラクターに登場します。

参加人数: 2名(全額講習料金が無料対象)

①受講料: 10,800円(税込・資料費込)

※受講料は、受講料金を支払い、支給時に返却いたしません。(※月 12 日必修)

了却方法: 申込書を郵送下さい。郵便にて返信ください。(※月 12 日必修)

返信の上、受講者には受講説明と連絡いたします。

お問い合わせ: 公益社団法人北海道被害生活支援カウンセリングセンター

〒060-0002 北海道札幌市中央区北2条西7丁目1

通話料金: 011-251-6408 (カール2・7) 5階

TEL: 011-251-6408 FAX: 011-271-5068 (事務担当者)



◀熱心に講義を聴く受講生たち



▲修了証書授与のようす

犯罪予防教室 「私たちに身近な犯罪被害を学ぼう」～より安全な社会を目指して～

北海道被害者相談室では平成26年度より広報・啓発活動の一環として各専門学校の学生を対象に講話を実施しています。

受講生アンケート

- ・とても勉強になった
 - ・デートDVはすごく身近なことだと思った
 - ・被害に遭ったときの対処法がわかった
 - ・インターネットや携帯電話の使用には気をつけようと思う
 - ・犯罪被害で悩んでいる人がいたら助けたい
 - ・困ったときは相談室に相談しようと思う



《NEWS》

平成26年より行っている予防教室が北海道新聞記事、STVテレビで取り上げられました。

◀ 平成26年4月11日
北海道新聞に掲載

写真でたどるキャンペーン



資料

犯罪被害者支援関連 講演会・研修会一覧

年 / 月	講演会 研修会	演 題 / 講 師	会 場
平成9年 (1997年) 4月	研修会	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者（一般事件・暴力団事件）の実態 ・被害者が受ける刑事手続に関すること ・被害少年・少年問題に関すること ・交通事故被害者の実態・警察の被害者対策に関すること 	かでる研究室 札幌教育文化会館
5月	研修会	<p>第一回 北海道被害者相談室開設に伴う事前研修 「事件から見た被害者の実態」 金平 忠昭 氏（北海道警察本部刑事部捜査第一課長）</p> <p>第二回 北海道被害者相談室開設に伴う事前研修 「被害者援助のあり方と課題」 穴田 富美子 氏（被害者相談室トレーニングマネージャー 被害者支援プログラムコーディネーター）</p>	札幌教育文化会館
6月	講演会	<p>北海道被害者相談室開設記念講演会 「癒しを求めるこころの理解」 基調講演「苦悩の存在論」～生きるために～ 村田 忠良 氏（柏葉脳神経外科病院顧問 精神科医）</p> <p>設立記念リレー講演 木村 弓子 氏（犯罪被害者相談室主任カウンセラー） 長井 進 氏（水戸被害者支援センター） 堀河 昌子 氏（大阪被害者相談室代表） 多田 治夫 氏（石川被害者相談室代表理事）</p>	かでるホール
12月	研修会	<p>「トラウマにおける問題」 小西 聖子 氏（東京医科歯科大学 精神科医）</p>	
平成10年 (1998年) 6月	講演会	<p>北海道被害者相談室開設一周年記念公開講演会（座談会） ～被害者の心理とその相談をめぐって～ コーディネーター 村田 忠良 氏（被害者相談室S S Gスタッフ代表 精神科医） 「犯罪被害者の心のケアについて」 山上 皓 氏（東京医科歯科大学 精神科医） 「犯罪被害者のケアの実際」 小西 聖子 氏（東京医科歯科大学 精神科医） 「被害者に対する警察の取組み」 奥泉 忠則 氏（北海道警察本部被害者対策室調査官）</p>	かでるホール
平成11年 (1999年) 5月	研修会 (体験発表)	<p>カウンセラー体験発表 「こころの傷と回復」～支えるということ～ コーディネーター 善養寺 圭子 氏（カウンセリングセンター理事長） 発表者 斎藤 千佳子 氏（札幌地区カウンセラー） 北畠 瞳 氏（苫小牧地区カウンセラー） 山口 美智子 氏（釧路地区カウンセラー）</p>	かでる2・7 4F 大会議室

年 / 月	講演会 研修会	演 題 / 講 師	会 場
平成11年 (1999年) 6月	講演会	犯罪被害者の現状とその支援 「刑事司法制度における被害者の地位」 富田 信穂 氏（常磐大学 教授）	かでる2・7 4F 大会議室
平成12年 (2000年) 2月	公開講座 (公開 座談会)	全国被害者支援ネットワーク全国研修会 公開座談会（公開講座） 「癒し支えてともに生きる」～被害者の心のケア～ 山上 皓 氏（全国被害者支援ネットワーク理事長 東京医科歯科大学 教授） 大久保恵美子 氏（「小さな家」主宰） 村田 忠良 氏（被害者相談室SSGスタッフ代表 精神科医） 座長 善養寺圭子 氏（北海道被害者相談室 室長） 指定討論者 谷口 亜美 氏（北海道警察釧路方面本部 帯広警察署） 黒川 康子 氏（北海道警察本部） 伏木 恭子 氏（北海道被害者相談室カウンセラー）	かでるホール
2月	公開講座	全国被害者支援ネットワーク全国研修会 公開座談会（公開講座） 「セルフヘルプグループの活動に学ぶ」 コーディネーター 田邊 等 氏（北海道立精神保健福祉センター指導部長） 大久保 恵美子 氏（「小さな家」主宰） 前田 敏章 氏（北海道交通事故被害者の会） 大沢 多美子氏（広島犯罪被害者心の支援センター） 長井 進 氏（水戸被害者支援センター）	かでるホール
平成13年 (2001年) 2月	講演会	「被害者の心理とその回復」 小西 聖子 氏（武蔵野女子大学教授 医学博士） 田邊 等 氏（北海道立精神保健福祉センター 指導部長 精神科医）	かでるホール
8月	講演会	公開講演会 「被害者と加害者の心理」 ～ドメスティックバイオレンスの臨床から～ 小西 聖子 氏（武蔵野女子大学教授 医学博士）	かでるホール
平成14年 (2002年) 7月	シンポジウム	北海道被害者相談室開設5周年記念 シンポジウム テーマ「こころの手あて」 コーディネーター 三木 善彦 氏（大阪大学大学院 教授） シンポジスト 「被害者のこころの回復とサポート」 小西 聖子 氏（武蔵野女子大学 教授 医学博士） 「危機介入と支援のあり方」…体験を通して 松林 準 氏（北海道警察釧路方面本部池田警察署） 「ここに手当をするということ」 村田 忠良 氏（柏葉脳神経外科病院顧問 医学博士）	かでるホール

年 / 月	講演会 研修会	演 題 / 講 師	会 場
平成16年 (2004年) 8月	講演会	公開講演会 「被害者支援の発展と今後の課題」 白井 孝一 氏（静岡市オーシャニック法律事務所代表） 座長 築島 健 氏（札幌精神保健福祉センター所長 精神科医）	かでるホール
平成17年 (2005年) 9月	講演会	公開講演会 犯罪被害者支援の日 特別企画 「カウンセリングを超えて」～痛む人の「良き環境」となること～ 影山 隆之 氏（大分県立看護科学大学 教授）	かでるホール
平成18年 (2006年) 7月	講演会	北海道被害者相談室開設10周年記念公開講演会 「人間であることについての思索」 村田 忠良 氏（柏葉脳神経外科病院顧問 医学博士）	かでるホール
12月	講演会	公開講演会 犯罪被害者の日 特別企画 「犯罪被害者に求められる支援」～憤怒と悲嘆の狭間で考えること～ 本村 洋 氏（山口県光市 妻子殺人事件 被害者遺族）	かでるホール
平成19年 (2007年) 2月	講演会	北海道被害者相談室開設10周年記念公開講演会 「心的トラウマからの回復」～児童虐待の被害者にかかわって～ 小西 聖子 氏（武蔵野女子大学 教授 医学博士） 座長 田邊 等 氏（北海道立精神保健福祉センター指導部長 精神科医）	かでるホール
11月	講演会	『犯罪被害者週間』国民のつどい北海道大会 「被害者のこころの手当」 村田 忠良 氏（社団法人北海道家庭生活総合 カウンセリングセンター 理事長） 「被害者の置かれた現状と被害者支援要員の役割」 三浦 和子 氏（札幌方面北警察署 被害者支援要員）	かでるホール
11月	講演会	公開講演会 犯罪被害者週間 テーマ「子どもを犯罪から守るために」 「子どもたちの、子どもたちによる危険回避」 江國 梢 氏（N P O 法人 子どもの危険回避研究所 副理事長） 「子どもを襲う加害者の心理と病理」 高塚 雄介 氏（明星大学教授 日本精神衛生学会理事長）	かでるホール
平成20年 (2008年) 11月	講演会	『犯罪被害者週間』国民のつどい北海道大会 I N 旭川 「犯罪被害者の現状と必要な支援」 松村 恒夫 氏（全国犯罪被害者の会（あすの会）副代表幹事） パネルディスカッション 「犯罪被害者を地域で支えていくために」～私たちにできること～ 成川 毅 氏（旭川弁護士会 被害者支援委員会委員長） 佐藤由佳利 氏（北海道臨床心理士会 副会長） 渡辺 謠子 氏（北海道被害者相談室 統括支援活動員） 犯罪被害者家族	旭川

年 / 月	講演会 研修会	演 題 / 講 師	会 場
平成20年 (2008年) 12月	講演会	公開講演会 「犯罪被害者週間」 道民のつどい 「支えること 支えられること」 村瀬 嘉代子 氏（北翔大学大学院教授 日本臨床心理士会会长） パネルディスカッション 「犯罪被害者の方々へのこころの手当てに必要なこと」 山田 廣 氏（札幌弁護士会 被害者支援委員会委員長） 善養寺圭子 氏（北海道被害者相談室 室長） 佐藤由佳利 氏（北海道臨床心理士会 副会長） 前田 敏章 氏（北海道交通事故被害者の会 代表）	かでるホール
平成21年 (2009年) 1月	講演会	公開講演会 「P T S Dをめぐって」 ～犯罪被害者のメンタルヘルスとP T S Dの問題～ 小西 聖子 氏（武蔵野女子大学 教授 医学博士）	かでるホール
11月	講演会	『犯罪被害者週間』国民のつどい 釧路大会 基調講演「犯罪被害者になるってどんなこと」 武 るり子 氏（少年犯罪被害当事者の会 代表） パネルディスカッション 「犯罪被害者支援とは何か」 菊池名美子 氏（少年犯罪被害当事者の会会員 犯罪被害者を支え合う会会員） 津田 鉄子 氏（釧路方面被害者支援連絡協議会会长） 長谷川 勝 氏（釧路精神保健協議会会长 釧路優心病院院長） 蓑島 弘幸 氏（釧路弁護士会犯罪被害者支援委員会委員長） 村瀬 優 氏（広尾町長）	釧路
12月	講演会	公開講演会 犯罪被害者支援全道研修会 「犯罪被害者支援におけるカウンセリング」 ～被害者相談スーパーバイズの経験から～ 田邊 等 氏（北海道立精神保健福祉センター所長 精神科医） 「被害者支援の制度とこころ」 高橋 シズエ 氏（地下鉄サリン事件被害者の会代表世話人）	かでるホール
平成22年 (2010年) 1月	講演会	犯罪被害者支援公開講演会 「私の犯罪被害体験」 河野 義行 氏（松本サリン事件被害者）	かでるホール
6月	講演会	公開講演会 「真実を受けとめる」～子どもの安全を守るために～ 仲 真紀子 氏（北海道大学 教授）	かでるホール
9月	研修会	犯罪被害者支援に携わる関係機関・団体の連携研修 I (内閣府と北海道共催事業) 「悲劇を無くすために」 高石 洋子 氏（北海道交通事故被害者の会会員）	かでる研修室

年 / 月	講演会 研修会	演 題 / 講 師	会 場
平成22年 (2010年) 10月	研修会	犯罪被害者支援に携わる関係機関・団体の連携研修 II (内閣府と北海道共催事業) 「被害者への対応」～専門的カウンセリング以外にできること 心理的な支援に必要なこと～ 大山 みち子 氏 (武蔵野大学教授)	かでる研修室
10月	研修会	犯罪被害者支援に携わる関係機関・団体の連携研修 III (内閣府と北海道共催事業) 「子どもたちを被害者にも加害者にもしないために」 武 るり子 氏 (少年犯罪被害当事者の会代表)	かでる研修室
11月	研修会	公開講演会 犯罪被害者支援 全道研修会 「愛する娘を失って」～時効廃止への思い～ 生井 澄子 氏 (犯罪事件被害者遺族の会(宙の会)幹事)	かでるホール
11月	講演会	公開講演会 「犯罪被害者への支援と連携のために」 コーディネーター 阿部 幸弘 氏 (財団法人北海道精神保健推進協会 常務理事) パネリスト 鎌田 隼輔 氏 (札幌こころのセンター 所長) 車 久司 氏 (北海道警察本部被害者支援室 室長) 善養寺圭子 氏 (北海道被害者相談室 室長) 前田 敏章 氏 (北海道交通事故被害者の会 代表) 山田 廣 氏 (札幌弁護士会 被害者支援委員会委員長)	かでるホール
平成23年 (2011年) 1月	公開対談	犯罪被害者支援に携わる関係機関・団体の連携研修 IV (内閣府と北海道共催事業) 犯罪被害者支援について語る会 「ともに考える、ともに分かち合う」 御手洗恭二 氏 (佐世保小6同級生女児殺害事件被害者遺族) 阿部 幸弘 氏 (こころのリカバリー総合支援センター所長)	かでるホール
10月	講演会	公開講演会 犯罪被害者支援 道民のつどい 「1両目の生存者」～伝えたい想い～ 山下 亮輔 氏 (JR福知山線脱線事故被害者)	W E S T 1 9
11月	研修会	性犯罪被害者支援のための研修会 「性犯罪被害にあうということ」 小林 美佳 氏 (『性犯罪被害にあうということ』著者) 「医療機関での被害者支援」 小竹久美子 氏 (まつしま病院助産師長)	教育文化会館

年 / 月	講演会 研修会	演 題 / 講 師	会 場
平成24年 (2012年) 11月	講演会	公開講演会 犯罪被害者支援 道民のつどい 「精神科医の犯罪被害体験」 ～本人・周囲はどう対処すべきか～ 齋藤 章二 氏（齋藤病院理事長 精神科医） 「届け、被害者の声」～犯罪のない社会に～ 「悲劇をなくすために」 高石 洋子 氏（交通事故被害者の会会員） 作文 「気づいたこと」 川口 智基 氏（苫小牧市立光洋中学校2年）	札幌テレビ塔 2階ホール
平成26年 (2014年) 11月	研修会	平成26年度 全国被害者支援ネットワーク北海道・東北ブロック 質の向上研修下半期研修会（2日間）	かでる研修室
11月	講演会	平成26年度 北海道犯罪被害者等支援フォーラム テーマ 加害者も被害者も生まない社会づくりに向けて 「性暴力被害者への理解と支援のために」 佐藤由佳利 氏（北海道教育大学大学院教授） 「性暴力被害者当事者として、加害者を生まない社会を目指す」 柳谷 和美 氏（おやこひろば桜梅桃季代表）	旭川 クリスタルホール
平成27年 (2015年) 8月	講演会	犯罪被害者等支援ミーティングin北海道 「犯罪被害者とその支援」～私の体験～ 平井 紀夫 氏（認定特定非営利活動法人 全国被害者支援ネットワーク理事長）	かでるホール
平成28年 (2016年) 8月～11月	研修会	平成28年度 犯罪被害者等直接支援員養成講座	かでる研修室
平成29年 (2017年) 11月	研修会	平成29年度 全国被害者支援ネットワーク北海道・東北ブロック 質の向上研修下半期研修会（2日間）	かでる研修室
11月		北海道被害者相談室開設20周年記念公開講演会 「家族と共に歩む現在（いま）」～大切な人をなくすということ～ 御手洗恭二 氏（佐世保女兒殺害事件 被害者遺族）他	かでるホール
平成30年 (2018年) 2月	研修会	平成29年度 犯罪被害者等直接支援員養成講座	かでる研修室

お願い

北海道被害者相談室の活動へのご理解を賜り、これまで多くの方々からご支援を頂いて参りました。皆様方のご支援に厚く御礼申し上げます。

犯罪被害に遭われた方々やそのご家族の精神的ケア、病院・警察・裁判所への付添支援、生活支援、情報提供など、様々な支援の更なる充実をめざす当室の活動の主旨にご賛同くださる多くの皆様からのご支援をこれからもよろしくお願ひいたします。

なお当相談室では、犯罪被害者支援のための募金活動にご協力いただくために募金箱の設置をお願いしております。ご支援ご協力をお願ひいたします。



募金箱



くるくる募金箱

ホンデリング

あなたの本のご寄付で、犯罪被害に遭われた方々への支援の輪が広がります。
ホンデリング～本でひろがる支援の輪～

ホンデリング～本でひろがる支援の輪～の流れ

- 本・CD・DVD・ゲームの販売
- 本・CD・DVD・ゲームの購入・仕分け・寄付
- 買取専用箱の寄付
- 犯罪被害に遭われた方が本・CD・DVD・ゲームを譲り受けられます

あなたの本が、犯罪被害に遭われた方々への支援活動へつながります。
犯罪被害に遭われた方が元に近い生活を一日でも早く戻せるように、あなたの力を貸してください。

ホンデリング～本でひろがる支援の輪～

あなたが本を譲り受けたときに、犯罪被害に遭われた方が元に近い生活を一日でも早く戻せるように、あなたの力を貸してください。

あなたの本で、犯罪被害に遭われた方々をサポート

あなたの本で、犯罪被害に遭われた方々をサポートするための活動を行っています。

400冊の本で、犯罪被害に遭われた方々をサポートするための活動を行っています。

600冊の本で、犯罪被害に遭われた方々をサポートするための活動を行っています。

プロジェクト参加方法
www.hondering.jp
詳しくは、WEBサイトへ

～本でひろがる支援の輪～

あなたの本が、犯罪被害に遭って身体や心を傷つけられたり、大切な物を失ったりして苦しんでいる方たちへの支援活動へつながります。

犯罪被害に遭われた方が安心した生活を取り戻せるように、力を貸してください。

不用になった本をご寄付ください。

詳しくは当センターHPをご覧ください。

<http://www.counseling.or.jp>

編 集 後 記

(公社) 北海道家庭生活総合カウンセリングセンター「北海道被害者相談室」は、平成29年5月で開設20周年を迎えることができました。

20周年の記念事業として「記念誌」を発行させていただきました。ご寄稿くださいました方々ならびに、被害者支援にご理解をいただき、これまで支えてくださった皆様に心より感謝を申し上げます。

平成16年に「犯罪被害者等基本法」が制定されて、被害者を取りまく制度や環境は少しずつ整備されてきましたが、被害に遭われた方々が置かれている状況や筆舌に尽くしがたい思いの中で生活されておられることは良く理解されとはいないように思われます。

被害に遭われた方々が「全国どこにいても、いつでも支援が受けられる」ことを目指すとともに、被害者ご自身の「心の復元力」を信じて、そっと寄り添い、丁寧な心のこもった支援をこれからも続けていきたいと思っております。

今後とも「北海道被害者相談室」に温かいご支援、ご協力をよろしくお願ひ申し上げます。

記念誌担当編集委員一同



りんどう：あなたの悲しみに寄りそいます

北海道被害者相談室 20年のあゆみ（20周年記念誌）

発行日 2018年3月31日

発行者 北海道公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体
公益社団法人 北海道家庭生活総合カウンセリングセンター
北海道被害者相談室
札幌市中央区北2条西7丁目 道民活動センタービル5階（かでる2・7）
TEL 011-251-6408（代表） FAX 011-271-5068
<http://www.counseling.or.jp>

編集者 北海道被害者相談室
20周年記念誌編集委員